

漁業法第183条第1項に基づき農林水産大臣が知事の権限を行使する漁場における区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			(漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)								
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯33度7分17秒東経130度19分57秒の点 (イ)北緯33度7分12秒東経130度20分16秒の点 (ウ)北緯33度6分52秒東経130度20分8秒の点 (エ)北緯33度6分38秒東経130度20分1秒の点 (オ)北緯33度6分26秒東経130度19分48秒の点 (カ)北緯33度6分28秒東経130度19分43秒の点 (キ)北緯33度6分44秒東経130度19分44秒の点		第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津	
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯33度7分27秒東経130度20分46秒の点 (イ)北緯33度7分23秒東経130度21分1秒の点 (ウ)北緯33度6分34秒東経130度20分49秒の点 (エ)北緯33度6分38秒東経130度20分16秒の点 (オ)北緯33度7分26秒東経130度20分30秒の点 (カ)北緯33度7分36秒東経130度20分47秒の点		第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神埼市千代田町	
農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯33度6分37秒東経130度20分14秒の点 (イ)北緯33度6分32秒東経130度20分49秒の点 (ウ)北緯33度6分3秒東経130度20分39秒の点 (エ)北緯33度6分6秒東経130度20分14秒の点		第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間	
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯33度6分33秒東経130度20分9秒の点 (イ)北緯33度5分51秒東経130度20分8秒の点 (ウ)北緯33度4分4秒東経130度19分36秒の点 (エ)北緯33度4分8秒東経130度19分1秒の点 (オ)北緯33度4分14秒東経130度19分3秒の点 (カ)北緯33度4分15秒東経130度18分57秒の点 (キ)北緯33度4分52秒東経130度18分59秒の点 (ク)北緯33度5分6秒東経130度19分2秒の点 (ケ)北緯33度6分3秒東経130度19分20秒の点		第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神埼市千代田町	

農区第207号	福岡有明海漁業協同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(ク)の各点、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)、(シ)の各点及び(タ)、(チ)、(ツ)、(キ)、(タ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。 (ア)北緯33度7分38秒東経130度21分10秒の点 (イ)北緯33度7分34秒東経130度21分29秒の点 (ウ)北緯33度6分54秒東経130度21分26秒の点 (エ)北緯33度6分13秒東経130度21分17秒の点 (オ)北緯33度5分57秒東経130度20分53秒の点 (カ)北緯33度6分9秒東経130度20分47秒の点 (キ)北緯33度6分36秒東経130度20分54秒の点 (ク)北緯33度7分36秒東経130度21分19秒の点 (ケ)北緯33度7分36秒東経130度21分21秒の点 (コ)北緯33度5分59秒東経130度20分55秒の点 (サ)北緯33度5分58秒東経130度20分54秒の点 (シ)北緯33度7分8秒東経130度21分2秒の点 (ス)北緯33度7分4秒東経130度21分27秒の点 (セ)北緯33度7分3秒東経130度21分27秒の点 (ソ)北緯33度7分7秒東経130度21分2秒の点 (タ)北緯33度6分38秒東経130度20分54秒の点 (チ)北緯33度6分33秒東経130度21分21秒の点 (ツ)北緯33度6分32秒東経130度21分21秒の点	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市
農区第208号	福岡有明海漁業協同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(キ)、(ク)、(ウ)、(カ)及び(キ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。 (ア)北緯33度7分東経130度21分36秒の点 (イ)北緯33度7分6秒東経130度21分53秒の点 (ウ)北緯33度6分24秒東経130度21分46秒の点 (エ)北緯33度5分52秒東経130度21分41秒の点 (オ)北緯33度6分8秒東経130度21分24秒の点 (カ)北緯33度6分27秒東経130度21分27秒の点 (キ)北緯33度6分28秒東経130度21分28秒の点 (ク)北緯33度6分26秒東経130度21分46秒の点	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市
農区第209号	福岡有明海漁業協同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(ア)、(イ)、(ス)、(カ)、(ア)の各点及び(コ)、(エ)、(シ)、(ケ)、(コ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。 (ア)北緯33度6分9秒東経130度21分17秒の点 (イ)北緯33度6分10秒東経130度21分18秒の点 (ウ)北緯33度5分39秒東経130度21分46秒の点 (エ)北緯33度5分8秒東経130度21分41秒の点 (オ)北緯33度4分48秒東経130度21分40秒の点 (カ)北緯33度4分47秒東経130度21分35秒の点 (キ)北緯33度4分37秒東経130度21分37秒の点 (ク)北緯33度4分36秒東経130度21分26秒の点 (ケ)北緯33度5分3秒東経130度21分18秒の点 (コ)北緯33度5分4秒東経130度21分18秒の点 (サ)北緯33度5分55秒東経130度20分54秒の点 (シ)北緯33度5分6秒東経130度21分41秒の点 (ス)北緯33度4分48秒東経130度21分36秒の点	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

農区第210号	福岡有明海漁業協同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地方(有明海に限る。)	<p>次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(キ)の各点、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(サ)の各点、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ)、(ソ)の各点、(テ)、(ト)、(ナ)、(ニ)、(テ)の各点、(ヌ)、(ネ)、(ノ)、(ハ)、(ヌ)の各点及び(セ)、(ソ)、(ヘ)、(ホ)、(ヒ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。</p> <p>(ア)北緯33度6分4秒東経130度20分43秒の点 (イ)北緯33度6分4秒東経130度20分45秒の点 (ウ)北緯33度4分54秒東経130度21分17秒の点 (エ)北緯33度4分22秒東経130度21分24秒の点 (オ)北緯33度3分51秒東経130度21分25秒の点 (カ)北緯33度3分58秒東経130度20分25秒の点 (キ)北緯33度5分39秒東経130度20分56秒の点 (ク)北緯33度5分37秒東経130度20分57秒の点 (ケ)北緯33度3分56秒東経130度20分42秒の点 (コ)北緯33度3分56秒東経130度20分41秒の点 (カ)北緯33度5分11秒東経130度21分9秒の点 (シ)北緯33度5分9秒東経130度21分10秒の点 (ス)北緯33度3分54秒東経130度20分59秒の点 (セ)北緯33度3分54秒東経130度20分58秒の点 (ソ)北緯33度5分36秒東経130度20分39秒の点 (タ)北緯33度5分34秒東経130度20分58秒の点 (チ)北緯33度5分33秒東経130度20分59秒の点 (ツ)北緯33度5分35秒東経130度20分39秒の点 (ソ)北緯33度5分9秒東経130度20分35秒の点 (ト)北緯33度6分6秒東経130度21分12秒の点 (ナ)北緯33度5分2秒東経130度21分13秒の点 (ニ)北緯33度5分6秒東経130度20分35秒の点 (ヌ)北緯33度4分41秒東経130度20分31秒の点 (ネ)北緯33度4分35秒東経130度21分21秒の点 (ノ)北緯33度4分32秒東経130度21分22秒の点 (ハ)北緯33度4分38秒東経130度20分30秒の点 (ヒ)北緯33度4分20秒東経130度20分28秒の点 (フ)北緯33度4分14秒東経130度21分24秒の点 (ヘ)北緯33度4分12秒東経130度21分24秒の点 (ホ)北緯33度4分19秒東経130度20分27秒の点</p>	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市	
農区第211号	福岡有明海漁業協同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地方(有明海に限る。)	<p>次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(カ)、(キ)の各点、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(サ)の各点、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ)、(ソ)の各点及び(テ)、(ト)、(ナ)、(ニ)、(テ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。</p> <p>(ア)北緯33度6分2秒東経130度20分29秒の点 (イ)北緯33度6分1秒東経130度20分40秒の点 (ウ)北緯33度3分59秒東経130度20分21秒の点 (エ)北緯33度4分3秒東経130度19分42秒の点 (オ)北緯33度5分40秒東経130度20分10秒の点 (カ)北緯33度5分37秒東経130度20分24秒の点 (キ)北緯33度5分39秒東経130度20分24秒の点 (ク)北緯33度5分37秒東経130度20分36秒の点 (ケ)北緯33度5分36秒東経130度20分36秒の点 (コ)北緯33度5分38秒東経130度20分23秒の点 (サ)北緯33度5分15秒東経130度20分3秒の点 (シ)北緯33度5分11秒東経130度20分32秒の点 (ス)北緯33度5分8秒東経130度20分31秒の点 (セ)北緯33度5分12秒東経130度20分2秒の点 (ソ)北緯33度4分47秒東経130度19分54秒の点 (タ)北緯33度4分42秒東経130度20分28秒の点 (チ)北緯33度4分40秒東経130度20分27秒の点 (ツ)北緯33度4分44秒東経130度19分53秒の点 (ソ)北緯33度4分27秒東経130度19分48秒の点 (ト)北緯33度4分22秒東経130度20分25秒の点 (ナ)北緯33度4分20秒東経130度20分24秒の点 (ニ)北緯33度4分25秒東経130度19分48秒の点 (ヌ)北緯33度4分1秒東経130度20分2秒の点 (ネ)北緯33度4分1秒東経130度20分4秒の点</p>	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市	

農区第212号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地 先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各 点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯33度7分40秒東経130度21分1秒の点 (イ)北緯33度7分39秒東経130度21分5秒の点 (ウ)北緯33度7分23秒東経130度21分1秒の点 (エ)北緯33度7分27秒東経130度20分47秒の点 (オ)北緯33度7分37秒東経130度20分49秒の点		第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	福岡県大川市大字向 島、同酒見、同榎津、同 小保、同津、同一木、同 紅粉屋、同新田(字北 町、同大上、同龍城、同 渡場及び同二本松を除 く。)	
農区第213号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地 先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各 点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯33度6分4秒東経130度20分14秒の点 (イ)北緯33度6分3秒東経130度20分28秒の点 (ウ)北緯33度5分39秒東経130度20分23秒の点 (エ)北緯33度5分41秒東経130度20分10秒の点 (オ)北緯33度5分52秒東経130度20分14秒の点		第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30 日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	福岡県大川市大字向 島、同酒見、同榎津、同 小保、同津、同一木、同 紅粉屋、同新田(字北 町、同大上、同龍城、同 渡場及び同二本松を除 く。)	